

○飯塚市県外医療機関妊婦健康診査助成金交付要綱

平成20年12月9日

飯塚市告示第226号

改正 H21-117

(趣旨)

第1条 妊婦一般健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の健康診査をいう。以下同じ。)の受診を勧奨し、母子の健康を確保するため、県外の医療機関(助産所を含む。以下同じ。)で受診する妊婦一般健康診査受診料について、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H21-117一改)

(助成金の対象者)

第2条 助成金の対象者は、市内に住所を有する妊婦で、県外の医療機関で妊婦一般健康診査を受診した者とする。

(健診の内容及び受診回数)

第3条 助成金の対象となる県外の医療機関での妊婦一般健康診査は、市が社団法人福岡県医師会(昭和22年11月1日に社団法人福岡県医師会として設立された法人をいう。以下「医師会」という。)に委託して実施する妊婦一般健康診査に準ずるものとする。

2 助成金の対象となる受診回数は、別に定める妊婦一般健康診査受診可能回数から、既に妊婦一般健康診査を受診した回数を除いて得た回数を限度とする。

(県外の医療機関)

第4条 助成金の対象となる県外の医療機関は、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、健康審査の内容に応じ、県外の医療機関で受診した妊婦一般健康診査受診料又は県外の医療機関で受診した日の属する年度における市と医師会との委託契約による妊婦一般健康診査受診料に相当する額(医師会の審査支払事務に係る金額を除く。)のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 県外で受診した医療機関の領収書の写し

(2) 妊婦一般健康診査受診票兼補助券(請求用)

2 申請書の提出は、最終検診日から4月以内に行わなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付申請に係る申請書等の様式その他の助成金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日以後の妊婦一般健康診査の受診から適用する。

附 則(平成21年4月30日 告示第117号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市県外医療機関妊婦健康診査助成金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。